

佐世保市浄化槽設置補助金申請の手続き

(申請者→市)

浄化槽設置届出書の提出

建築確認後又は浄化槽設置届出書提出後
11日以降から工事の実施となります。

(申請者→市)

交付申請書(様式第1号)の提出
※工事着工前に提出

【添付書類】

- (1) 浄化槽設置届(審査機関経由)の写し及び人員算定表
 - (2) 申請地の案内図(位置図)
 - (3) 浄化槽工事見積書写し(内容がわかるもの)
 - (4) 型式適合認定書別添仕様書及び図面
 - (5) 登録浄化槽管理票(C票)及び全浄協の登録証(10人槽以下の浄化槽のみ)
 - (6) 下水道接続に関する確約書(市単独補助事業の場合に限る)
 - (7) その他、市長が必要と認める書類
- ※申請者本人が提出しない場合⇒委任状(委任状は押印が必要です)
申請者本人の現住所の確認 ⇒ 免許証または住民票の写し(3か月以内発行)をお願いします。

(市→申請者)

交付決定通知書の受理

(申請者→市)

決定通知後に
申請内容に変更が生じた場合…

事業の中止、建築物区分等の変更の場合

交付変更申請書(様式第4号)

申請者本人住所等の変更の場合

変更届(様式第5号)

工事の実施

工事を実施する際、工事写真を忘れずに撮ってください。※別紙参照

工事の完了

当該年度の2月末日(原則)までに工事を完了させ、工事完了届を提出して下さい。

(申請者→市)

実績報告書の提出(様式第7号)

工事完了後1ヶ月以内又は当該年度の2月末(原則)のいずれか早い日までに提出

【添付資料】

- (1) 保守点検業者と清掃業者との業務委託契約書写し
 - (2) 法定検査依頼書写し
 - (3) 工事に係る請求書又は領収書写し
 - (4) 機能保証制度の保証登録証
 - (5) 工事完了届出書写し
 - (6) 工事施工写真
・着工前～完工までの写真を提出
完工写真は国庫補助対象 ⇒ 2枚
市単補助対象事業 ⇒ 1枚
 - (7) 住民票の写し
 - (8) その他、市長が必要と認める書類
- ※新築等により、申請者が住所を移転した場合は変更届(第5号様式)も併せて提出して下さい。
※請求書もご準備ください

(市)

現地調査

(市→申請者)

確定通知書の受理

(市→申請者)

補助金の振込